

宝塚市告示第 61 号

宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納事務について、下記の事業者に委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

1 受託者

- | | | |
|-------|-----|------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 弁護士法人ローズマリー法律事務所 |
| (2) 代 | 表 者 | 社員 東向有紀 |
| (3) 所 | 在 地 | 大阪市北区菅原町 2 番 14 号
103ビル5階 |

2 委託期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで